

甲斐国
河内領 穴山氏とその支配構造

町 田 是 正

一 河内領について

甲斐武田氏穴山家の本領であった河内領は、日本史的立場から見れば、後進地に属し甲斐国の南域(南部)に位置して、穴山氏が享祿・天文・弘治・永祿・元亀・天正に亘って居城経営した下山城には、天文年中に渡来した鉄砲を保有し煙硝倉を設けるなど、近世的戦国大名の性格をも認めうるのであるが、反面、中世初頭の鎌倉幕府統治の前時代的な姿を随所にみせるなど、穴山氏の支配構造には理解に苦しむ所がある。

まず、甲斐河内領の名称、位置、面積などについて、或る程度は明かにしておかねばならない。松平定能撰『甲斐(文化)国史』によれば、中世・近世以来の行政区画を継承しつつ、河内領について次の様に記している。

巨麻・八代二郡共ニ川合郷アリ。後ニ西河内東河内ト云。西ハ下山ノ庄、南部ノ御牧、又飯野ノ牧、早川入り中山等アリ。東ハ岩間ノ下部、又岩間、古閑、常葉、田原、帯金、大島ヲ六組トモ称ス。

東河内田額六千七百余石、領村五拾九。

西河内田額九千百余石、領村六拾三。

合老万五千八百余石、領村百貳拾貳。

山長地広シ、洞中僻居シ山ヲ焼キ雜穀ヲ種ウ、水田少ク民衆シ。(一)

穴山氏とその支配構造(町田)

穴山氏とその支配構造(町田)

右の記載中「川合郷」とあるのが、河内領の前身であり、『甲斐国史』では次のように説明している。

河内トハ加波比トモ書ク。河落ノ転ナルベシ。三郡ノ諸ノ諸河一道ニ会集スル処、倭名鈔ニ載ス川合郷即チ是也⁽²⁾

すなわち山梨郡・八代郡・巨摩郡の三郡内を流れる諸河川(笛吹川、釜無川、御勅使川、日川、早川)が富士川に河落(合流の意)して本流となつて流れる流域を「川合郷」(河内)と称するのである。

平安時代の『倭名鈔』に於て「河合郷」と呼ばれていた「河内」地域も、鎌倉武家政権の成立にもなつて、甲斐(御牧)の勅旨牧・私牧が注目されるに至り、南部光行によつて、軍事貢進用の産馬牧として、甲斐南域の地に「南部牧」が興されると、その「牧」を中核として、平安時代以来、漠然と「河合郷」と呼ばれていた富士川流域(特に西岸)地帯にも、中世的村落社会が形成され、日蓮聖人の遺文にも見られる郷村が明確化してくるのである。そして穴山三代・信介が河内領に入部経略以後、代々の穴山氏による経略が進められ、東西河内領の地域と石高が明確化され、そのまま徳川天領の時代へと継承されて、『甲斐国史』に記載される村名が「河内領」となつたのである。

〔註〕

- (1) 甲府勤番松平定能撰「甲斐国史」(文化十一年甲戌冬十一月)巻之一。提要―九筋二領の条・昭和四六年横浜市天下堂刊・上巻二四頁参・尚、角川日本地名大辞典十九・「山梨県」の河内の項を参照すると「刈生畑が多く、金掘り人足、紙漉き、屋根葺き、大工や山稼ぎなどの余業に多く依存した」(二九八頁)と見えて中近世時代の河内領の社会産業の概要が知られる。

- (2) 甲斐国史巻之十四・村里部・巨麻郡西河内領の条(天下堂刊上巻二六一頁)

- (3) 「倭名鈔」とは、承平年中(九三一―九三八)醍醐天皇皇女勤子内親王の命で源順が撰した漢和地名辞典で、その巻六甲斐国第八十一に、山梨郡・八代郡・巨麻郡・都留郡の四郡を掲げ、八代郡中の地名に「川合・加波井」と見え、巨麻郡中の地名に「川合・加波比」とある。京都大学文学部国語学国文学研究室編「諸本集成・倭名類聚抄」(外篇)に「川合・加波比

・按夾^ニ富士川^ニ相^ニ対^ス八代郡川合郷^ニ今称^ス西河内領^ニ即其地也^ト（昭和四一年九月・臨川書店刊・一八九頁參）ともあるが、「川合郷」の位置については「巨麻郡九郷ノ一ツ」「八代郡五郷ノ一ツ」とあるも位置は不詳であり、前者については金無・笛吹二河川に狹まった現在の中巨摩郡田富町布施付近を当てる説（芦田伊人氏）、後者については現在の平等川と笛吹川とに狹まれた東八代郡石和町河内を当てる説（国史辞典）・玉穂村付近とする説（県政六十年誌）などがある。倭名鈔撰述の平安期に富士川峡谷地帯に東西二郷（東川合・西川合）が存在したかは疑問もあるところである。

(4) 松野殿女房御返事「此身延の沢と申処は甲斐^國飯井野・御牧・三箇郷の内、波木井郷の成亥の隅にあたりて候……」（定遺一六五一・弘安二年六月・朝師本）。

秋元御書「七道の内東海十五箇國。其内に甲州飯野御牧三箇郷之内、波木井と申此郷之内、成亥の方に入て二十余里の深山あり……定遺一七三九・弘安三年正月・朝師本）。

右の御遺文の解釈について、南部実長の所領との関りに於て先師の諸説があるが、筆者町田は次のように解している。「飯野・御牧・波木井ノ三カ郷」とあるので、「甲斐國の飯野郷・御牧郷・波木井郷の三カ郷の内、波木井郷の成亥の隅」と読み、三カ郷が南部実長の所領と解してきたようであるが、これは実長の所領の説明ではなく、身延山の日蓮聖人庵室所住の場所を指定述べたものである。

(5) 甲斐國史卷之十六・村里部第十四・巨麻郡西河内領の六十三村名を掲示しておく。長知沢・鳥屋・十谷・柳川・箱原・西島・手打沢・大塩・久成・平須・矢細工・古長谷・中山・夜子沢・寺沢・切石・八日市場・伊沼・飯富・遅沢・江尻窪・福原・梨子・笹走・塩ノ上・京ガ島・草塩・早川・大原野・新倉・湯島・奈良田・黒桂・西ノ宮・保・雨畑・大島・葉袋・千須和・樽坪^{（シヅ）}・初鹿島・粟倉・下山・波木井・大野（日蓮遺文飯野御牧）・小田舟原・門野・大城・小繩・相又・横根・中村・清子・光子沢・中野・本郷・成島・南部・塩沢・大和・楮根・福土・万沢の六十三村。

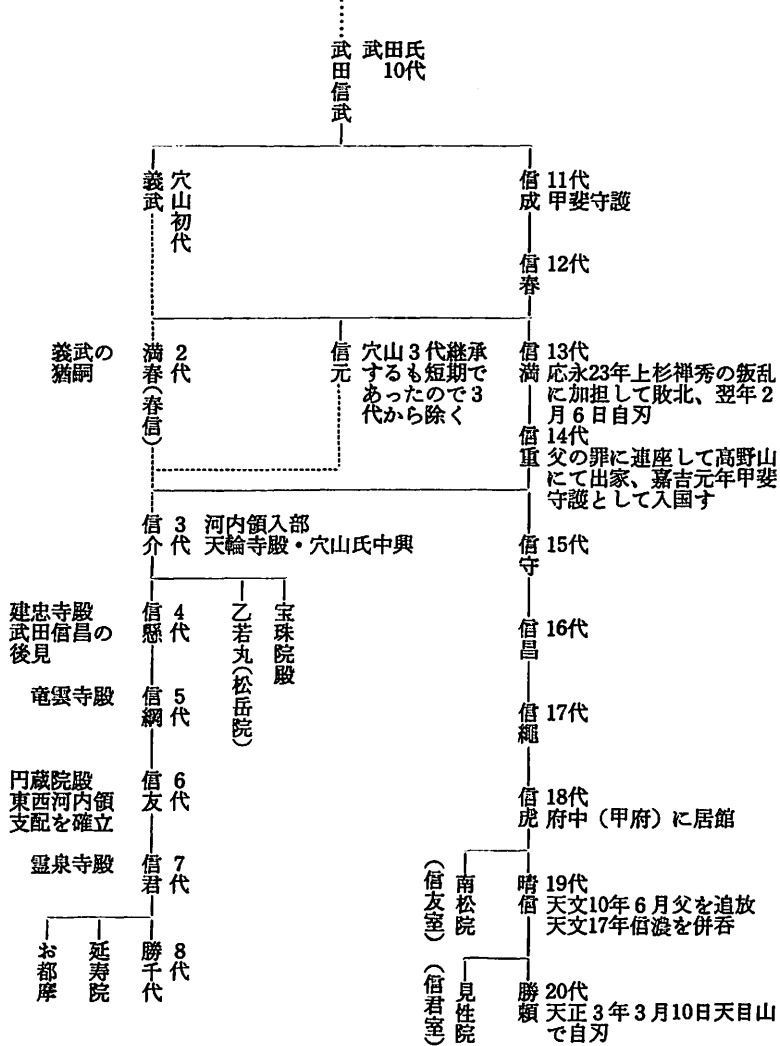
甲斐國史卷之十七・村里部十五・八代郡東河内領五十九村名を列記しておく。落居^{（ノ）}・巖間^{（ノ）}・初鹿島・楠甫・宮原・葛籠沢^{（ノ）}・種田^{（ノ）}・熊沢^{（ノ）}・巖下^{（ノ）}・五八^{（ノ）}・寺所^{（ノ）}・嶺^{（ノ）}・久保^{（ノ）}・大山^{（ノ）}・鴨狩津向^{（ノ）}・三沢^{（ノ）}・車田^{（ノ）}・切房木^{（ノ）}・道^{（ノ）}・水船^{（ノ）}・芝草^{（ノ）}・大磯小磯^{（ノ）}・上田原^{（ノ）}・下田原^{（ノ）}・宮木^{（ノ）}・一色^{（ノ）}・常葉^{（ノ）}・北川^{（ノ）}・古関^{（ノ）}・釜額^{（ノ）}・中倉^{（ノ）}・瀬戸^{（ノ）}・根子^{（ノ）}・清沢^{（ノ）}・大炊平^{（ノ）}・巖欠^{（ノ）}・杉山^{（ノ）}・下部^{（ノ）}・湯ノ奥^{（ノ）}・上野平^{（ノ）}・波高島^{（ノ）}・上八木沢^{（ノ）}・下八木沢^{（ノ）}・帯金^{（ノ）}・桃が窪^{（ノ）}・大壺^{（ノ）}・椿草里^{（ノ）}・大崩^{（ノ）}・丸滝^{（ノ）}・角打^{（ノ）}・和田^{（ノ）}・樋上^{（ノ）}・大島^{（ノ）}・内船^{（ノ）}・上佐野^{（ノ）}・下佐野^{（ノ）}・井出^{（ノ）}・十島^{（ノ）}・市ノ瀬の五十九村。

穴山氏とその支配構造（町田）

[参考]

甲斐武田氏と穴山氏系図

穴山氏とその支配構造(町田)



二 穴山氏の河内入部

穴山氏は、甲斐武田氏宗家信武の四男・義武が逸見筋穴山の地を足利二代の義詮よしからより分与補任され、「穴山」を氏として在地土豪となったのを始祖とする。⁷⁾三代信介(信俊)の代に河内領に入部して一円支配の基礎を築き、以後代々河内を領するのであるが、武田氏本家と識別するうえで「穴山氏・穴山殿」と称するが、公式文書はすべて「武田」を名乗っている。穴山氏歴代の系譜とその功業等については、『甲斐国史』(第九十八巻人物部第七)・『身延町誌』(昭和四五年刊)などにゆずりたい。

穴山初祖義武には子が無く、武田十二代信春の子、春信(満春)と信元(信基)を猶子とした。春信には嗣が無く猶子四人(覚・眼・純・与)を育てた。一蓮寺過去帳に「眼阿八月九日穴山殿」、「純・穴山殿」、「与・穴山殿」と見え、市川大門平塩寺過去帳にも「永享十年十二月二十日歿覚阿・穴山奥州」と法号が記されている。猶子とは相続を目的として近族の子供を養育したものであるから、武田家の血筋の子と推測される。

応永廿三年(一四一六)上杉禅秀氏憲の関東管領足利持氏に対する叛乱に際して、武田十三代安芸守信満は娘を禅秀に嫁がせていたこともあって、信元を除いた武田一族すべて禅秀の叛乱に加担した。⁸⁾幕府の命を奉じた今川上総介範政の討伐軍と都留郡で戦って敗れ、甲斐守護の信満は天目山の奥地・木賊山とくまやまで自刃した(応永廿四年二月六日)。穴山春信も同年五月二十五日木賊山で討死した。信満の子信重(後に武田十四代甲斐守護となる)と信長は禅秀の乱に参加したので、連座をおそれ高野山へ逃れて出家した。信重の子及び春信の猶子等は父の罪に連座して家督相続を認められなかったので、武田家は世襲の守護相続が困難となった。

穴山氏とその支配構造(町田)

穴山氏とその支配構造(町田)

そこで甲斐国を管掌する鎌倉公方は、武田の一族国人逸見有直を守護に推挙したが、室町幕府は鎌倉府の魂胆を見抜いてこれを承認せず、応永廿五年(一四一八)穴山信元を守護職に任命した。穴山信元は武田安芸守信満の末弟に当り穴山義武の猶子となり穴山郷に住し、上杉禅宗の乱にも加担せず、穴山二代満春(春信)の討ち死の後を継いだ。が、近親の悉くが叛乱に参加したので、連座を恐れて高野山に亡命して出家していた(法号を空山)。

応永廿五年二月初め、將軍義持は信元を起用し、甲府守護に補人し南部下山地域を与え、朝廷へ推挙して陸奥守刑部大輔の官途とし、偶々上京中であった信濃の守護小笠原政康に命じて甲斐に入部させ、二月廿一日付の「内書」を令して、小笠原氏に対して信元を援助する^(合力)ように命じている。

得其意候也
〔応永廿五年の付箋有り〕
二月廿一日
〔穴山信元〕
〔政康〕
〔足利義持〕
〔花押〕

小笠原右馬助殿
〔政康〕
〔花押〕
〔10〕

さらに重ねて將軍義持は、小笠原氏に対して信元への援助を要請している。

就武田陸奥守事、此間辛勞察思給候、誠以神妙、又武田甲州南部下山辺可打越候、自然事可加扶持也
〔応永廿五年〕付箋
十月廿八日
〔義持〕
〔花押〕
〔11〕

小笠原右馬助殿
〔政康〕
〔11〕

義持は、政康が信元の為に尽すことを賞しつつ、信元が南部下山の地に赴いたならば、格段の援助をすることが、互いに守護職に在る身としては当然であろうとしているのである。この間の小笠原氏と信元との関係については、

『寛政重修諸家譜』（小笠原氏条）にも先述したところの経緯が記録されている。⁽¹²⁾

穴山信元は義持の官途によって甲斐南部に守護として入部し、南部下山地域は穴山氏の領域となった。しかし、甲斐守護となったとは云え、禪秀叛乱で唯一人乱に組みせず、穴山・武田一族から異端視されていた。守護職就任を願ったが幕府の反対で成らず不満を抱いていた逸見氏や、満春の子小山氏等は「輪宝一揆」（小豪族・地侍の連合体）を味方に引き入れて信元に反抗し、守護代跡部駿河・同上野介の父子が専横をきわめ、また南部下山近傍に散在した穴山の庶子たちの反抗が続き、⁽¹³⁾信元は反抗勢力を鎮圧できないまま応永廿七年歿し守護としての短い半生を塩山竹森で終った。⁽¹⁴⁾

室町幕府は応永廿八年（一四二二）高野山に亡命していた武田信重を許し守護補任を鎌倉公方と交渉して内命を伝えた。信重は室町柳営に赴いたが、甲斐巨摩郡に於ける逸見氏の勢力が強いこと、及び穴山一族（穴山二代春信の猶子^{猶子}の純・与^{武田氏本拠に近い石和に居住}）^{（穴山郷に居住す）}の制圧に自信が持てないことから、信重は守護として入国を辞退して四国に隠棲した。しかし四国に在ること十七年、永享十年（一四三八）に小笠原政康に支援されて甲斐に入国し、武田十四代

として守護職となった。世人は信重を評して、流浪の守護、乞食守護と卑下の言葉を用いたのであるが、四国は小笠原政康が阿波国の守護兼知の地であり、守護代三好氏の扶持によって信重は亡命できたのである。甲斐に帰国した信重は、翌十一年一月十三日逸見有直（北巨摩郡小淵沢・長坂に威を振う）を討って守護職を確保した。しかし宝徳二年（一四五〇）十一月廿四日、穴山伊豆守（穴山五代弥九郎信懸²²のことか）の襲撃をうけて小石和で自刃した。法名を成就院殿功嶽成功大居士と云う。辞世の歌

穴山氏とその支配構造（町田）

穴山氏とその支配構造(町田)

もののふの信は重し名に残る

甲斐の武田は一よなるらん

永享十一年(一四三九)一月十三日、武田穴山氏に敵対する逸見有直が討死し、同年二月十日鎌倉公方足利持氏が自害した。これによって、上杉禪秀の叛乱に端を発した甲斐守護職をめぐる確執、武田本家の相続権をめぐる骨肉の争い、そして室町幕府と鎌倉公方の破局的関係も収束し終止符がうたれた。

また平塩寺過去帳にある永享十年十二月廿日歿の「覚阿穴山奥州」、「眼阿八月九日穴山殿」、「純穴山殿」、「与穴山」たち、即ち穴山二代満春(尊母)の長子と思われる覚阿穴山陸奥守を中心に武田本家に反抗した穴山一族、また小山氏として分家した庶子達も共に、逸見氏同様の運命をたどったと思われる。

甲斐河内領に入部し穴山家を再興したのは、兵部少輔信介(刑部)である。守護武田信重の子である。前述した如く、応永廿七年(一四二〇)守護穴山信元が没すると、幕府は高野山に亡命していた武田信重を許して守護補任の内命を下した。さて信重が許されたとき、連座していた信重の男信守・信介も許され、信守は武田本家十五代を継ぎ、信介が穴山家の名跡を継いだ。

穴山信介が名跡をとった時代は甲斐国内が混沌としていたことは先述した通りである。穴山氏の領地穴山郷には(尊母)満春の猶子覚阿、眼阿が居住し、且つ反武田勢力の逸見氏の拠点に近く、信介は穴山名跡を継いだものの、穴山郷に入り難く、先年、穴山信元が幕府から知行された南部下山の地・河内領に入部したのである。

河内領の南部・下山辺は、前領主南部氏と下山氏の縁者が占める所であった。『南部家文書』の南部八代政光に關した記録に

然則以三奥州之采地二不レ為三將軍之恩一、因レ旧為三朝家之賜一、則我豈敢背哉云云、(奥州南部十三代)守行愈其言而達三其旨於將軍一、

將軍却感三其忠言一以任三其希望二云云、於是政光明徳四年春、悉棄甲州之旧領一、下三向糖部郡領八戸一萬石、及

津輕七千石之采地二云云……(16)

とあって、將軍三代足利義満が南北朝を合一した明徳三年（一三九二）の翌年、南朝方に属していた甲斐南部主流は、奥州南部守行の忠言に従って奥州八戸に転出した。然し尚、始祖南部光行以来、その所領は教代にわたり分居

し、南部縁者の深く根をおろす処であつて、官途兵部少輔(17)の信介は、河内南部領への強行入部は控えたのであつた。

また下山辺も、秋山太郎光朝の末の下山氏の住する処で、『東鑑』にも「文暦ニ己未下山次郎入道弘長三年癸亥正月

ノ射手ニ同兵太郎アリ」と見え、日蓮聖人遺文(19)にも下山氏の存在が記される所であつて、時代が下つて室町期に入つ

ても、下山氏縁者の勢力隠然たるものがあつて、信介も当初は強行入部が難かしかつたのである。

信介は小笠原氏の支援を得て、南部下山辺とは富士川をはさんだ対岸の東河内領の内船に居館を構えた。現に内船

(まか)地に「穴山館跡・地頭屋敷」の名称が残っている。(20)が然し、これを以つて穴山信介の河内入部を決めることは

出来ない。但し『甲斐国志』等の資料に徴して、南部又は下山の二カ所以外には考えられない。初め東河内の内船に

入つたが、間もなくして、西河内領の南部に居館を構えた。『甲斐国志』（卷之五十一古蹟部第十四）に「南部ノ城

蹟」の項が掲げられ、また同志卷之八十七（仏寺部第十五）の「追分山松岳院」（南部中野村）の項に次の様な記事

が見える。

応永卅三丙午年十月廿九卒石塔アリ武田兵部少輔ノ嫡男乙若丸夭シテ冥福ノ為ニ当寺ヲ創ス……(四二六)

この事から信介が南部に住したことは確かであろう。そして下山を支配し、下山に自己の檀寺飯飽山天輪寺を開基

穴山氏とその支配構造（町田）

穴山氏とその支配構造(町田)

したのである。斯くして、穴山氏の河内領入部がなされたが、信介の穴山家相続には、武田本家(実父信重)並に室町幕府の思惑が作用していたと思われる。武田十四代信重は、苦心の末に敵対し続けてきた穴山満春の庶子達を一掃し、そして嫡長信守を武田本家の十五代となし、次子信介に命じて穴山家の名跡を継がせたのである。信介は宝徳二年(一四五〇)三月十九日歿した。父信重も同年十一月小石和で自害しているので、実父に先立つこと七カ月、若くして他界した。法号を天輪寺殿英中俊公大禅定門と云う(法号に「俊公」とあることから、信介を信俊とも云うこと有り)。

[註]

(6) 穴山郷：穴山初祖義武の居館跡は、中央線穴山駅の北方約五百米に在る丘陵。「甲斐国志」(卷之十二・村里部・巨麻郡逸見筋「穴山郷」)に、「里老ノ説ニ葦崎穴ノ明神ニ洞穴アリ此所ヨリ達ス村名ノ起ル所以ナリト云。今其所煙没シテ審ナラス按ニ逸見山ノ城要害ニ設タル地道ナランカ」とある。

(7) 穴山義武に關しては、穴山登著「河内領武田家・穴山家史」(昭和五十年十月刊・相原市相原二丁目・私費出版)。佐野明生著「江尻城主・穴山梅雪―その人と生涯」(昭和五三年三月刊・清水市辻二丁目・私費出版)。身延町役場刊「身延町誌」(昭和四五年・一二三頁參)。南部町役場刊「南部町誌」(昭和三九年・一五五頁參)。尚、穴山二代以後・略伝は「甲斐国志」(第九十八巻人物部第七)に有り。

(8) 上杉禪秀乱について「統国史大系第七巻。後鑑卷百廿七義持將軍記廿二」に依れば、「応永廿二年、三月廿五壬辰、此日鎌倉ニ於テ、上杉氏憲入道禪秀閑居。五月二日戊戌、関東ニ於テ、上杉氏憲入道管領職ヲ辞ス。応永廿三年八月、是月鎌倉ニ於テ、上杉禪秀右衛門督滿隆、次郎持仲ニ勸メテ兵ヲ起ス」とある。

(9) 上杉禪秀と武田氏との縁故關係について次の記録から尋ねることが出来る。即ち「太平後記」(鎌倉大草紙)に依れば、「今度禪秀逆臣して京鎌倉より退治成れしかば、武田安芸守入道明庵(武田信滿―筆者)は禪秀の小舅也。千葉修理大夫兼胤は智也。兩人ともに持氏の寵臣ニ階堂三河守は逸見縁者なればこれを頼み色々甲斐の事望申ける。去程に甲斐の国は関東の御分國にて、其氏御所の御時より鎌倉へ出仕申といへども明庵も禪秀の事に恐れ參らず候間、鎌倉より御勢を向けられ、

大将は上杉淡路守憲宗也。千葉は早々に降参す。武田安芸守信満もつるの郡へ馳出二年に及んで合戦すといへども、多勢に無勢叶ず、終には打負信満は甲州都留郡木賊山（東山梨郡大和村一筆者）にて自害してうせぬ」と見える。尚「太平後記」は室町前期の関東の政治情勢を知る重要史料で「群書類從」に所収されている。

(10) 東京大学史料編纂所編「大日本史料」第十一編・小笠原文書。

(11) 註(8)同書。

(12) 「寛政重修諸家譜」百五十九・清和源氏義光流・小笠原氏第三代「政康」条

「応永二十五年十月二十八日武田陸奥守某が事によりて書をたまひ、陸奥守甲斐国南部下山の辺に発向するのときは扶持すべき旨を伝えらる。後又このことによりて書を贈らる……」(第四卷二二頁参)

(13) 武田信元の甲斐入国に対する国人の反対、甲斐国内の混乱について、「鎌倉大草紙」(太平後記)に詳細な経緯が記されている。

「八月廿五(応永三三年一筆者)信長叶わず甲をぬぎ降参しける。……甲州をば京都へ御申上られ、逸見(逸見有直一筆者)に下さる可きよし、海老名三河守を以て再三御訴訟ありしかども、其頃の公方義持公より吉野に在し信濃守信元(信春の末子・信満の弟一筆者)を召出して、これに給るべきよしの上意にて信元国に打入ける。鎌倉殿も力に及ばず信元に御教書を給ひける。逸見は元の如く西郡名字の地ばかりを知行す。……」

その比信元の家来跡部駿河、同上野と申して甲州の守護代預り、一類全多有て何事も信元の旨を背き横行しけり。信元一期の後伊豆千代に跡部背きける。甲州に輪宝一揆、日一揆とて兩一揆あり。輪宝一揆の輩跡部に一味し逆心を企つ、信長方は加藤も早世し日一揆の人々計りにて度々の合戦ありしかども運や此時に尽果けん」とあって、甲斐の混乱ぶりを知ることができよう。

(14) 武田信元の法号を「浄国院□□……」と云い、法号の正確を失っている。塩山市竹森下切に大窪山福応寺(浄土真宗西派)があるが、当寺について「甲斐国志」(巻之七十五・仏寺部第三)に、「天正十年兵火ニ寺焦土トナリ、慶長中再興ス、寺域ハ大隈那穴山刑部太輔(武田穴山信元)館蹟ナリ、即チ其墓アリト云」と見える。寺域に墓碑三基有るが碑文を失い不明。推測すれば、一基は信元、他の二基は若くして没した信元の男彦次郎、信元の嗣・伊豆千代丸のものとしてどうか。

(15) 「甲斐国志」(巻之九十八人物部第七武田氏将師之部)に「穴山兵部少輔信介(介ハ助ニ作)系図ニ武田信重信守ノ弟トアレトモ疑フラクハ満春ノ男但シ義子カ、下山天輪寺ニ置牌子、宝徳二年三月十九日逝ス、天輪寺殿英中俊公大禪定門、寺記

穴山氏とその支配構造(町田)

穴山氏とその支配構造(町田)

ニハ信俊ト云ヘタリ」とある。

(16) 『南部家文書』(南部町誌一五二頁より転載)

(17) 身延町下山天輪寺の旧寺域の墓碑側面に「穴山六代祖父武田兵部少輔」の碑文あり。兵部少輔とは五位の官で、知行地の兵権を握る実力者に当る官途である。

(18) 『甲斐国志』(卷之九十四人物部第三武田氏世家部)。

(19) 昭和定本日蓮聖人遺文「下山御消息」(一三二頁)・立正大学日蓮教学研究編「日蓮聖人遺文辞典」(歴史篇) 身延山久遠寺刊・四七八頁参。

(20) (山梨県)南巨摩郡町村取調書「内船栄村古蹟」の項に「地頭屋敷・穴山氏ノ屋敷址ナリト云フ、今尚馬場、弓場、的場等ノ名称遺レリ」とある。又「甲斐国志」(卷之五十一古蹟部第十四南部城蹟の項に「其ノ北中野村ノ城ニモ古館蹟ト見エタル処アリ、昔ノ外郭ノ内カ爾ラサレハ別業所ノ類ナルベシ」とある。中野には穴山氏関係の寺院が多いことから中野に住したことも考えられる。

三 穴山氏の支配構造

穴山氏に依る河内領支配の基本姿勢(意識)をみるのに、「甲斐源氏武田」一門であることを専ら誇示するのである。武田宗家の支族であり、特に六代信友、七代信君の代には武田宗家の女を室に迎えるなど、血族的連繫を内外に示し「武田」を誇示しても不思議ではない。

『甲斐国志』(卷九十八人物部第七)の「穴山伊豆守信懸のぶと」の項に

太平記ニ今川本跋ヲ引キ永正二丑年所記武田兵部少輔受領伊豆守信懸のぶと法名通義斎号臥龍南部ノ領主当國主ノ伯父ト。

とあり、正式任官職掌には「穴山」を用いないで「武田」を用いているのである。既に前節でも記したように、穴

山信介（天輪寺殿）が河内領に入部するに当って、武田本家十四代信重の第二子、武田同族の威望を背にして入部しているのである。

武田同族意識こそ、河内支配者として絶対の権威であったが、二・三「武田」家名使用の例を示してみよう。

此全部再興大檀那甲州河内下山居住

本名武田在名穴山伊豆守信友（21）

奉再興此一部願主河内下山居住

武田伊豆守信友奉齡四十二歳経師鏡順坊

天文十六年秋菊月吉日

(22)

武士社会の惣領制にあつては、嫡子を除いて他の庶子は、一代限り惣領家の名字(苗)を用い、二代以降は居住地の地名を名字とするか、又は名字の地縁所名を苗字とした。然し、「穴山氏」の場合は、武田宗家との識別上、初祖義武の居住地「穴山」を呼称はしたが、公式の場では常に「武田」姓を用いたのである。

河内領東西合せて一万五千八百余石、山林資源、金、漆、獣皮、茶、紙など各種特産産業など、甲斐守護としての武田家の支配傘下にあると同時に、武田穴山家による一円支配という、武田氏による二重支配の政策がとられていたのである。右に掲げた南松院藏「大般若経」にみられる「本名武田」・「在名穴山」の署名には、明かに武田一族であることを重視し、穴山姓を第二義的にしていることが理解される。

次に、中世・近世の諸大名、守護などの支配層がそうであったように、穴山氏の場合にも生前中に自己の墳寺（菩提寺）
穴山氏とその支配構造（町田）

穴山氏とその支配構造(町田)

提寺)を開基し、その寺で出家の形式をとり、寺領を寄進し、勢力の保存と拡大を図り、死後はその寺に葬られ、法名を冠寺名とした。⁽²³⁾即ち、居館地域に寺院を造営し、その地域を開拓して付近の寺領を確実に把握(検地)すること

で、穴山氏の支配力を強大にし、下部組織を統一して、^(在地農民・在地武士・小土豪)支配系統を一本化していったのである。穴山第六代伊豆守信友が、南部に円蔵院を創建墳寺となし、新地を開拓して寄進した状況を、同寺所蔵の「信友判物」によって窺ってみよう。

(包紙)

茂林和尚侍衣禪師

信友

南部新地^(※1)円蔵院林之事長尾峯路限而北方付進候

西者坂本諏方部三郎左衛門尉恩地可為境候北方者河際迄可被成知行者 仍如件^(※2)

天文廿四年九月五日

信友(花押)

茂林和尚侍衣禪師

(24)

(※1) 新領地・現南部町本郷小字新地(しんち)。 (※2) 恩賞として賜った土地。 (※3) 現本郷地を流れる舟山川のこと。

(包紙)

円蔵院侍者中

信友

南部郷御崎原新地円蔵院寄進之地同南部之内成嶋新田之年貢錢拾貫百文之所為寄進候竝山林之事者信友見候而別

而判形可遣候者也 仍如件

天文廿四年九月廿二日

伊豆守信友（花押）

円蔵院御侍者中

(25)

(※1) 現南部町南部小字御崎原(円蔵院建立地一帯) (※2) 現南部町成島、現に豊かな稲作地域。

穴山氏は墳寺を建立し、寺域を開拓して新地となし、領地の拡大をはかっていったが、此処で注意をひくことは、穴山氏は自己の墳寺、又は建立した社寺名について好んで京都の神社仏閣の名称をつけたことである。

たとえば穴山信君(梅雪)の居城のあった下山地域にある寺社の名称をみただけでも、上・下両賀茂神社、飯繩權現、南松院・龍雲寺、妙見寺、新長谷寺・住吉明神、清水観音、日吉山王などがある。穴山氏は三代信介から四代信懸、信綱、信友、信君、信治と六代にわたり、皆一様に土地を開拓して寄進して自分の菩提寺を造っている。穴山一族の仏教信仰の深さも知ることが出来る。

次に穴山氏による領地支配の形態について、特に領民統制の形態を検地帳に基いて見てみよう。

三代信介が河内領入部当時の形態をみるのに、たとえば天文九年(一五四〇)の天輪寺検地帳(身延町下山)によれば、天輪寺領々民は次の構成になっている。

年貢納入者	有姓	七百文以上	三名
	有姓	三百文以下	五名
	無姓	三百文以下	四人
	寺男	二百文以下	一名
貫高合計		五貫七百二十文	

穴山氏とその支配構造(町田)

穴山氏とその支配構造（町田）

右の有姓者の中には、在地武士が含まれていて、殊に「佐野氏」という地方代官までいる。佐野氏はさしずめ名主的な指導的地位にあった者である。

※地積換算……一貫文は二反四畝、四貫は九反六畝、三百五十文は八畝十三歩。

穴山信介が河内領に入部した当時、領民支配の形態として、信介は、入部以前から河内各地に点在する小土豪（馬場・帯金・万沢・四条など）を配下に組み入れて被官となし、一方では墳寺天輪寺を創して寺領を新開し、その新開寺領の中に在地性格の強い小武士農民を配して貢租を負担させたのである。穴山氏入部当初、まず在地武士層の掌握を介して、農民の支配を行ったものと思われる。

河内入部以来、一世紀を経過して六代信友、七代信君の代となると、農村の末端機構としての「郷村」（地縁的自治結合）を支配単位として、領内の政治、経済、社会上の統制権を掌握するに至るのである。

信友の墳寺「円蔵院」領検地帳によって、支配構造を見てみたい。

成嶋之内円蔵院領検地之帳（巻）

四貫文 与三左衛門尉

参貫文 門前衆

壹貫文 縫右衛門尉

参百文 同

壹貫文 南部、惣兵衛尉

六百六十五文 新兵衛尉

参百文 同

六百廿文 成嶋 惣兵衛尉

四百文 惣右衛門尉

四百文 二郎右衛門尉

参百七十五文 九郎右衛門尉

参百五十文 三郎左衛門尉

参百五十文 次郎左衛門尉

五百文 次左衛門尉

貳百五十文 源左衛門尉

百文 同

(朱印) 都合 参貫七百十文賦

右取納可準清水原、若有年貢無沙汰之百姓、田地可被取上者也

(五八〇) 天正八年庚申十二月吉日 (朱印)

南部円藏院は天文文中に穴山信友が自己の菩提寺として創建したもので、この菩提寺のために「成島」と「御崎原」の地を開発して円藏院に寄進したことは、前記した「信友の天文廿四年の円藏院文書」に於て、

南部郷御崎原新地円藏院寄進之地、同南部之内成嶋新田之年貢錢拾貫百文之所為寄進候⁽²⁷⁾

とあって、御崎原新開地及び成島新田の年貢が円藏院に寄進された事が示されている。これらの新開地が信友によ

穴山氏とその支配構造(町田)

って開拓されたことは、元龜三年壬申五月廿日付の穴山信君(梅雪)の文書「成嶋之内円蔵院領之事」として、

先考信友開発之新地候条……⁽²⁸⁾

とあるによつて明らかであろう。

さて、右掲した円蔵院領「成嶋」の検地帳の記載は簡単であつて、「〇〇文」とか「〇〇貫文」と貫高で土地面積が表わされ、その貫高が田畠の年貢高を指すものである事は、成嶋検地帳の後書きに「右取納可」とあるによつて明らかである。したがつて、貫高の下に記載されている名前(十二名)は、その貫高の貢租義務を負う農民である。円蔵院検地帳に記載されている貢租者は、参貫文を納める門前衆(円蔵院に隸属する零細農民)を別にすると、全部で十二名、全て無姓の百姓であり、戦時には戦斗農民として強制賦役された。

検地帳によれば、最高納入者は四貫文、最低は三百五十文である。若し、貫高を上田地十五の石盛として貢租率五

(与三左衛門尉)

(三郎左衛門・次郎左衛門)

〇%、一貫文を約二反四畝の面積に換算して、地積を求めれば、四貫文は九反六畝、三百五十文は八畝十三歩となる。又、検地帳の中で同名の「惣兵衛」の右肩に南部・成嶋と書かれているが、これは成島の中に南部の者が入作していることを表わし、入作者は当然その居住地にも多少の耕地を所有していることが予想される。偶々「惣兵衛」の場合は同名であつた為に、南部からの入作者である事が判明したが、この他にも入作者が居たかも知れない。だとすれば、検地帳に記載された無姓百姓の貫高が、そのまま所有する耕地の全てとは考えられず、彼等を零細農民であつたと決めることは出来ない。

それから「三貫文・門前衆」の存在であるが、この三貫文は検地帳に名前も出てこない数人の百姓によつて納入されたのであつて、恐らく、門前衆とは土地所有権の無い円蔵院に隸属していた農民であつたのではないか。成島円蔵

院領は、寺に隸属する零細百姓と、約九反もの耕地を所有する農民を含めた、無姓百姓によって構成されていた。

円藏院領の年貢納入者（全部無姓）と、下山天輪寺領年貢納入者（有姓八名・無姓四名・寺男一名）とを比較した場合、円藏院領は無姓の百姓によって構成され、天輪寺領では在地武士層を含み、殊に地方代官の「佐野某」まで含まれ、天輪寺領検地の複雑性を示している。

以上、僅かな検地帳を通して穴山氏の河内支配の経過を考察してみたが、河内入部の初期（天輪寺領時代）には、在地武士・有姓・無姓の者が複雑な構成をなし、それから一世紀後の六代信友の円藏院領時代には、無姓百姓だけに よる簡単な構成を示すのである。

穴山氏の河内領入部当初の支配構造は、穴山氏に対抗しうる勢力であった南部氏などの衰退後には、各地に点在する小土豪（帯金・万沢・馬場）などを配下に組み入れて統合をはかると共に、一方では菩提寺領の確な掌握によって、その領地を開拓して漸次拡大して経営し、その配下に在地性格の強い小武士・無姓ではあるが名主的性格の農民を住せしめて貢租を負担させたのである。即ち、三代信介の開創になる天輪寺領の場合、佐野氏らの如き在地的小土豪を支配統制の核として、その小土豪を通して農民支配を行なったものと思われる。

然るに六代信友、七代信君の代になると、菩提寺領内の農民がすべて無姓であることは、穴山氏の支配構造の大きな変化であって、信友・信君の河内領支配が確立した段階では、無姓ではあるが在地の有力農民だけを対象としていることは、階級構造に変化が現われていると見てよいのではないか。

以上、寺領の検地帳だけを資料として見たのであって、穴山氏の支配構造のすべてだとすることは無理であろう。然し、円藏院領の構成が無姓の百姓のみであったこと、天輪寺領の場合が在地武士層を一部含んで構成されているこ

穴山氏とその支配構造（町田）

とは、^(一四五〇年代)^(一五五〇年代) 信介から 信友に至る時代変化が検地帳に現われたものと見てよいのではないか。

〔註〕

(21) 身延町下山・南松院蔵「紙本墨書大般若波羅蜜多經二五二卷」扉の署名。昭和四八年山梨県文化財指定。

(22) 南松院蔵「大般若波羅蜜多經三六卷」扉の署名。その他に「武田」を明記したものに、信君が祖父信綱追善のため竜雲寺に三拾貫を寄進した覚書に「元龜二年辛未十二月二日武田末葉玄蕃信君・朱印」（竜雲寺文書）とあり、「甲斐国志」の穴山信懸の条に「永正二丑年所記武田兵部少輔受領伊豆守名信懸……」とある。

(23) 穴山氏が法号を冠寺としたものを幾つか列記しておく。

三代信介・身延下山天輪寺開基・法号天輪寺殿英中俊公大禪定門（宝徳二年三月十九日歿）

四代信懸・南部本郷建忠寺開基・法号建忠寺殿中翁道義居士（延徳三年三月廿日歿）

五代信綱・身延下山竜雲寺開基・法号竜雲寺殿一株義松禪定門（享祿四年三月十二日歿）

六代信友・南部円蔵院開基・法号円蔵院殿創工義鉄大居士（永祿三年十二月十六日歿）

信友室南松院・下山南松院開基・法号南松院殿葵庵理誠大姉

信懸兄乙若丸・南部中野松岳院開基・法号松岳院殿大華仁公大居士

信君女日叡善提寺・身延上塩沢延寿坊開基・法号延寿院殿妙正日叡大姉（天正三年十二月十日歿）

(24) 南部町円蔵院蔵古文書（所蔵№1）南部町誌八九三頁併参照。

(25) 円蔵院蔵古文書（所蔵№2）南部町誌八九三頁併参照。

(26) 円蔵院蔵古文書（所蔵№13）南部町誌八九六頁併参照。

(27) 註(25)

(28) 円蔵院蔵文書（所蔵№8）包紙表書「穴山玄蕃守信君公様掟証文」と有り、文書の内容は「成島ノ百姓等相違ノ時ハ円蔵院住持ニヨリテ御存分ノ処置ヲ取ルモ可」とするもの（南部町誌八九五頁併参照）

※ 穴山氏、特に信君（梅雪）と身延山との關係に就ては紙数制約のため、全く言及することが出来なかつた。後日に発表を期したい。

（昭和60、11、1、稿）